

山梨県動物愛護指導センター犬及び猫の譲渡選定・健康管理細目

1 目的

この細目は、「山梨県動物愛護指導センター犬及び猫の譲渡要領」第12に基づき山梨県動物愛護指導センター（以下「センター」という。）に搬入される犬及び猫の譲渡に関し、その適否を判定する選定基準及びその間の健康管理について定める。

2 選定基準

譲渡対象動物の基準は次のとおりとする。

ただし、センター所長が譲渡を受けようとする者の飼養条件等を審査し、適正に飼養することができると思えたときは、この基準の一部を緩和することができる。

- (1) 離乳済みであるもの
- (2) 視診、触診、血液検査等により、ある程度健康と判断されるもの
- (3) 攻撃性のないもの
- (4) 人や社会に適切に順応できると認めるもの

3 選定基準の判定

- (1) 判定は、獣医師を含めた2名以上のセンター職員が譲渡適正判定表（別紙1）により行う。
- (2) 判定は、原則として1動物ごとに1回行うが、必要に応じて複数回行うことができる。

4 判定会

- (1) 判定結果は、センター職員全員を構成員とする譲渡判定会に諮り譲渡の適否を決定する。
- (2) 判定会は、センター所長が招集し、必要に応じ開催する。

5 健康管理手順

別紙2のとおりとする。

6 その他

本細目に定めるもののほか、必要な事項はセンター所長が別に定める。

附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

平成25年4月1日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

令和2年11月25日 一部改正

譲渡適正判定表

	確認項目	適	再審査	否	判定日 判定者
①	集団飼育を脅かす感染症 完治困難な怪我や疾病で苦痛を伴うもの 自力での食事摂取が不可	<input type="checkbox"/> 該当しない →②		<input type="checkbox"/> 該当	
②	離乳の有無	<input type="checkbox"/> 離乳後 →⑤	<input type="checkbox"/> 離乳前 →③又は④		
③	譲渡ボランティアによる譲り受け希望の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし →④		
④	ミルクボランティア預託の可否	<input type="checkbox"/> 可 →預託・返還後⑦		<input type="checkbox"/> 不可	
⑤	攻撃性あり 人慣れしていない	<input type="checkbox"/> 該当しない →⑦	<input type="checkbox"/> 該当 →⑥		
⑥	馴化の可否	<input type="checkbox"/> 可 →⑦		<input type="checkbox"/> 不可	
⑦	高齢・不健康・馴化不十分・(犬のみ) 体格大～特大	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当 →⑧		
⑧	譲渡希望		<input type="checkbox"/> あり →⑨	<input type="checkbox"/> なし	
⑨	・高齢のため譲渡後の飼育期間が短い ・怪我、疾病等による金銭面、労力面の負担 ・人慣れが不十分なため、馴化、しつけ、危害防止に努めなければならない ・管理のための十分な空間、労力、費用が必要 以上を説明し、理解、了解が得られた上で、譲渡希望者の管理の可否	<input type="checkbox"/> 可		<input type="checkbox"/> 不可	

※ ③、⑦、⑨のいずれかで「適」に判定された場合を譲渡可とし、「否」に判定された時点で致死処分の対象とする

健康管理手順

